

## 割賦債権・カードショッピングクレジット債権

### 1. 対象資産の概要

割賦販売法で定義される割賦販売、個品割賦購入あっせん、総合割賦購入あっせんは、個人向け小口多数債権としてリース料債権と並び頻繁に証券化の対象となっている。ここで、割賦販売とは、2ヶ月以上の期間にわたり、3回以上の分割払いで商品または役務を提供することを指す。割賦購入あっせんは、ショッピングクレジットとも呼ばれ、消費者が商品の購入や役務の提供を受ける際に、消費者に代わり販売店に代金を立替払いすることを指し、消費者がクレジットカードを用いた場合を「総合割賦購入あっせん」、カードを利用せず個別に割賦契約を行う場合を「個品割賦購入あっせん」という。総合割賦購入あっせんの支払方法には、利用代金とは直接関係なく、あらかじめ決めた額を毎月支払っていくリボルビング払い、通常の分割払い、一括払いなどがあるが、主に証券化の対象とされるのはリボルビング払いや分割払いである。

### 2. 一般的なスキーム

証券化の対象資産として広くマーケットに浸透しており、近年、信託受益権の形態で発行される案件が増加している。特に、原資産の償還期間が比較的短い場合には、スキーム上、追加債権譲渡（リボルビング）期間が設定される。

### 3. 格付のポイント

#### (1) 原債務者の信用悪化リスク

証券化の対象にされる資産の中でも、その性質上一般的に小口多数分散が図られている。原債務者の貸倒れにより発生すると想定されるロス金額は優先劣後構造にて手当てされる。期中想定される貸倒総額は、母体プールのヒストリカルデータを参照し計算する。

個人向け小口多数金銭債権プールの場合、目標格付 AAA 格のストレス倍率は最低 3 倍を基本として、ヒストリカルデータ・属性データ・加盟店の状況を観察した上で対象債権プールが母体債権プールより信用力の面で劣ると判断される場合や貸倒率の悪化が予測される場合などには、追加的にストレスをかけることとなる。

#### (2) コミシングリングリスク

一般的に、サービサーがデフォルトした場合、回収不能となると想定される最も大きい金額を必要劣後受益権金額や必要最低セラー受益権金額として設定することで対応する。割賦債権の場合はボーナス併用など毎月定額でない債権も含まれますので対象債権の予定キャッシュフローを確認し、格付対象となる証券化商品の回収金送金スケジュールに応じて必要金額を設定する。

### (3) 加盟店リスク

ショッピングクレジット債権には割賦販売法が適用されることから、抗弁の接続が発生する可能性がある。したがって、オリジネーターが加盟店契約を締結した販売店によって販売された商品に瑕疵が存在したり、商品が引き渡されない場合に、当該事実をもって原債務者が債権にかかる支払いを行わない可能性がある。

こうしたリスクを軽減するために、対象債権プールに占める同一加盟店の比率が一定以下に抑えられているなど、加盟店分散が図られていることが必要である。また、対象債権プールの適格要件にシーズニングを組み込むことも、これらのリスクを軽減させる効果がある。その上で、加盟店リスクがどの程度プールの信用リスクに影響するか、オリジネーターの加盟店審査、大口加盟店の信用力などを検証し、必要があれば劣後水準に反映させることになる。

## 4. 必要資料

### (1) オリジネーターに関する資料

詳細は「リース料債権 必要資料」参照

### (2) 割賦債権/クレジット債権の定性的資料

- (a) 商品概要
- (b) 与信基準・フロー
- (c) 貸倒処理・回収フロー
- (d) 支払請求・会計システム関連
- (e) 割賦販売契約ひな形・クレジットカード約款
- (f) 譲渡債権抽出に関するシステム・要件

### (3) 割賦債権/クレジット債権の定量的データ

- (a) 母体債権のヒストリカルデータ
- (b) 母体債権・譲渡債権の属性データ
  - ① 年齢別（10歳刻み）
  - ② 年収別（100万円刻み）
  - ③ 職業別、職種別
  - ④ 地域別（都道府県）
  - ⑤ 加盟店別

5. 関連格付方法

「証券化商品に係るコミングリング・リスク」

「証券化におけるバックアップサービス」

以上